

処方箋 第29号

処方箋 第29号

貴金属の買い取りって大丈夫？

突然、業者が自宅を訪問し不要な貴金属を買い取りたいと言われた。一度は断ったが震災で在庫が不足しており困っているとしつこく頼まれたのでアクセサリを1,500円で売った。出された書類に住所、氏名、電話番号を書いたが、何か意味があるのか。

(60歳代女性)



<相談の経緯>

貴金属などの古物を買取るサービスを行う事業者は古物営業法の規制を受け、買い取りを行う際に売主の氏名などの個人情報を確認する義務があります。

最近、他府県から複数社の貴金属の買取業者が訪問しているとの情報も寄せられています。今回のケースは**クーリングオフできません**。買い取ってもらうつもりがないなら**最初からきっぱり断り、自宅に入れないようにしましょう**。もし、業者に居座られたり脅されたりしたときは、**すぐに警察を呼びましょう**。



何でクーリングオフは出来ないの？

業者が自宅に訪問し、消費者が自分の所有物を売るという契約は、**訪問販売には当たらず（消費者が売主となる）「特定商取引法」の適用は出来ない**というのが消費者庁の判断です。いったん業者に品物を引き渡すと、後で解約、返品してほしいと申し出ても応じられることはほとんどなく、業者の連絡先さえわからない場合もあります。



見せただけの貴金属が業者に勝手に持ち去られたという被害もありました。

ご相談は…
まずは
お電話！！



ホットちゃん

しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話: 0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話: 0796-23-1999